

経緯

基本法の施行、基本計画の策定
(平成30年～平成31年4月)

- 平成30年
- ・ 10月 ギャンブル等依存症対策基本法（議員立法）施行
- 平成31年（令和元年）
- ・ 4月 ギャンブル等依存症対策推進基本計画閣議決定

基本計画に基づく施策の推進及び見直し
(令和元年～令和4年3月末)

- 令和2年
- ・ 6月 基本計画の進捗状況取りまとめ（令和元年度）
- 令和3年
- ・ 6月 基本計画の進捗状況取りまとめ（令和2年度まで）
 - ・ 8月 実態調査結果の公表（久里浜医療センター）
 - ・ 12月 基本計画の進捗状況取りまとめ（令和3年度上半期まで）及びその評価

- 令和4年
- ・ 3月 変更後基本計画の閣議決定

〔参考〕ギャンブル等依存症対策基本法（平成三十年法律第七十四号）〔抜粋〕
第12条第6項 政府は、ギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第十二条に規定する調査の結果及びギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年度ごとに、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

これまでの取組と今後の方向性

- ① 社会状況の変化
生活様式の変化等により、公営競技におけるインターネット投票の利用が増加

今後の取組の方向性①
上記社会状況の変化を踏まえ、
**インターネット投票における
依存症対策の充実**

- ② 平成31年基本計画上の主な取組と評価
都道府県及び政令指定都市における相談拠点や専門医療機関の整備が進み、地域における依存症対策の体制整備が全国的に進展

今後の取組の方向性②
体制整備が全国的に進んできていることを踏まえ、依存症対策の更なる発展のため、体制整備に加えて関係機関の連携の強化を進め、**包括的な支援の実現**